

令和2年4月15日

保護者各位

読谷村長 石嶺 傳實

〈公印省略〉

村立保育所・認可保育所における家庭保育のご協力のお願い期間中の取り扱い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、家庭保育が可能な家庭においては、できる限り家庭保育の協力をお願いしています。

については、この間の村立保育所・認可保育園の取り扱いを以下の通りとします。

家庭保育にご協力いただいた場合

1.欠席の取り扱い

通常の場合の欠席期間は1か月以内（病気療養の場合は2か月）としておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のために登園を控える場合については、退所の扱いとしません。

2.保育料の取り扱いについて

保育料をお支払いの方につきましては、登園を控えた日数に応じて日割りによる減免措置を行います。実際の手続きとしましては、後月分の保育料へ充当する予定です。

3.給食費の取り扱いについて

令和2年4月20日より、登園を控えた日数に応じて日割りによる減免措置を行います。

育児休暇中の保護者が復職の時期を遅らせた場合の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、一時的に育児休業を延長し、復帰が4月15日以降（現時点では最長6月1日まで）になった場合も、令和2年4月から在園継続を認めることとします。

※この取扱いは今後の状況により変更となる場合があります。

問い合わせ先
読谷村こども未来課
保育所・幼稚園係
TEL：098-982-9240